

岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の運用基準

(平成11年3月16日決裁)

1 資格停止の期間の始期

登録業者（資格停止の期間中のものを含む。）が別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該資格停止の期間の始期は、予算執行上重大な支障を及ぼすと認められる場合を除き、その措置を決定したときとする。

また、資格停止の期間中に再度資格停止を行う場合は、その通知（第7条第2項）及び報告（第6条第1項）についてもそれぞれ行う。

2 共同企業体に関する資格停止の運用（第2条）

ア 第2条第4項の規定に基づく共同企業体の資格停止は、既に対象である工事について開札済みであって、新たな指名が想定されない特定共同企業体については、対象としない。

イ 第2条第4項の規定に基づく共同企業体の資格停止は、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく資格停止については、第3条第2項に基づく措置の対象としない。

3 資格停止の期間の特例の運用（第3条第2項）

ア 登録業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の資格停止を行う前のものである場合には、同項の対象としない。

イ 下請負人又は共同企業体の構成員について同項の措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の資格停止期間を超えてその資格停止の期間を定めることができるものとする。

4 独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例の運用（第4条）

ア 資格停止期間の加重について、短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、加重するものとする。

イ 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、市に対して登録業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。

ウ 「公共機関の職員」（第5号及び別表第2第2号、第3号）とは、次に定める者をいう。

(ア) 刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員。

(イ) 特別法上公務員とみなされる者。

(ウ) 私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人。

5 別表第1関係の運用

(1) 事故に基づく措置基準（第5号から第8号まで）

公衆損害事故又は工事関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、資格停止は行わない。

ア 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故（例えば、公道において車輛により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

イ 第三者の行為により生じたものであると認められる事故（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車輛が無断で進入したことにより生じた事

故等)

(2) 市発注工事等における安全管理措置の不適切の判断基準 (第5号及び第7号)

市発注工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、アの場合とする。ただし、イによることが相当である場合には、これによることができるものとする。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合

イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

(3) 一般工事等における事故における安全管理措置の不適切の判断基準 (第6号及び第8号)

一般工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

6 別表第2関係の運用

(1) 代表権を有すると認めるべき肩書 (第1号、第2号、第3号、第6号、第7号及び第8号) は、専務取締役以上の肩書とする。

(2) 独占禁止法第3条に違反した場合 (第4号、第5号及び第9号) は、次のアからイ、ウ又はエまでに掲げる事実のいずれかを知った後速やかに資格停止措置を行うものとする。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 登録業者である法人の代表者、登録業者である個人又は登録業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

(3) 独占禁止法第8条第1項に違反した場合 (第4号及び第5号) は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに資格停止措置を行うものとする。

(4) 別表第2第4号及び第5号の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの資格停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第4号及び第5号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3条第3項の規定を適用するものとする。

(5) 業務 (第5号及び第12号) は、個人の私生活上の行為以外の登録業者の業務全体とする。

(6) 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 登録業者である個人、登録業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合

(7) 業務に関する不正又は不誠実な行為 (第12号) は、原則として次の場合とする。

- ア 登録業者である個人、登録業者の役員又はその使用人が中部地方整備局管内の業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- イ 市発注工事等に関して、次に掲げる不誠実な行為があった場合
- (ア) 特定の者が入札参加資格を有する者（指名基準に適合しない者を除く。）であり、又は特定の者が指名基準に適合する者であるにもかかわらず、当該特定の者を当該入札に参加させないことをみだりに要求する行為
 - (イ) 自己又は法人その他の団体であって、自己がその役員となっているもの等自己の関係者を指名するようみだりに要求する行為
 - (ウ) 特定の者を契約の相手方としないこと又は特定の者との契約を解除することをみだりに要求する行為
 - (エ) 市が非公表としている情報（予定価格、設計金額、最低制限価格、低入札調査基準価格、失格判断基準額等をいう。ただし、落札者決定後に公表するものにあっては、落札者決定時までのものをいう。）を提供するようみだりに要求し、又は働きかけを行う行為
- ウ 市発注工事等に関して、落札決定後辞退、登録業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

附 則

この基準は、平成11年4月1日以後の資格停止措置要領の運用について適用する。

附 則

この基準は、平成15年7月2日から施行し、改正後の岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の運用基準の一部改正については、平成15年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成16年12月1日以後の資格停止措置要領の運用について適用する。

附 則

この基準は、平成18年1月4日以後の資格停止措置要領の運用について適用し、同日前に資格停止等を行うべき事由が生じたものの資格停止措置要領の運用については、従前の例による。

附 則

この基準は、平成19年4月1日以後の資格停止措置要領の運用について適用し、同日前に資格停止等を行うべき事由が生じたものの資格停止措置要領の運用については、従前の例による。

附 則

この基準は、平成21年4月1日以後の資格停止措置要領の運用について適用し、同日前に資格停止等を行うべき事由が生じたものの資格停止措置要領の運用については、従前の例による。

附 則

この基準は、平成27年5月15日以後の資格停止措置要領の運用について適用し、同日前に資格停止等を行うべき事由が生じたものの資格停止措置要領の運用については、従前の例による。

附 則

この基準は、平成27年8月1日以後の資格停止措置要領の運用について適用し、同日前に

資格停止等を行うべき事由が生じたものの資格停止措置要領の運用については、従前の例による。

附 則

この基準は、令和5年11月24日以後の資格停止措置要領の運用について適用する。